

社会福祉法人 武蔵野千川福祉会 役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人武蔵野千川福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
2 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
3 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものとする。
4 役員等への報酬は、各年度の総額が2,000万円を超えない範囲で支給することができる。

（役員等の勤務報酬等）

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。
2 常勤の理事、または非常勤の理事が理事会への出席や法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、理事長にはこの規定は適用しない。
3 監事が理事会及び評議員会への出席や法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。
4 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表4により勤務の実態に応じて報酬を支払うことができる。

（報酬等の支給方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬の支払日は、毎月25日とする。ただし、当日が休日の場合はその前日とする。
2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人、施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（公表）

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号

に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めのないものについては、理事長が決裁するものとする。

附則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 評議員（非常勤）

内 容	報酬の額	支給日
評議員会	10,000円（1回につき）	都度

別表2 理事（常勤・非常勤）

区 分	報酬の額	支給日
常務理事（常勤）	50,000円（月額）	毎月25日
理事（常勤）	30,000円（月額）	毎月25日
理事（非常勤）	30,000円（1回につき）	都度

別表3 監事（非常勤）

内 容	報酬の額	支給日
理事会・評議員会・ 監査・検査立会等	30,000円（1回につき）	都度

別表4 理事長

区 分	報酬の額	支給日
理事長	600,000円（月額上限） （1日あたり30,000円）	毎月25日